



平成24年8月21日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 守谷隆志
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

当社子会社による執行抗告の申立てに関するお知らせ

当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）は、本日、静岡地方裁判所沼津支部に対して、債権差押命令に対する執行抗告の申立てをいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 債権差押命令に対する執行抗告

(1) 執行抗告を申立てた裁判所及び年月日

申立てた裁判所	静岡地方裁判所沼津支部
申立てた年月日	平成24年8月21日

(2) 執行抗告の申立てをするに至った経緯

平成24年5月21日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、株式会社ケプラム（東京都新宿区、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）は、静岡地方裁判所沼津支部において、SPR社が静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン公園・伊豆ぐらんぱる公園等の土地・建物（以下「対象不動産」という）に対して競売を申立てております。

平成24年6月29日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、SPR社は、同裁判所において、ケプラム社に対して、根抵当権設定登記の抹消登記手続きに関する訴訟の提起をしております。

また平成24年8月10日付「当社子会社に対する債権差押命令に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、当社は第三債務者として同月9日に、同裁判所から、対象不動産に付された根抵当権の登記名義人と称するケプラム社の申立てにより、対象不動産より発生するSPR社の賃料債権に対する債権差押命令を受領いたしました。当社の見解といたしましては、対象不動産より、賃料債権は発生しておりません。

なお、SPR社は所有者として同月15日に、同裁判所から、同債権差押命令を受領いたしました。SPR社は、今般の債権差押の不当・不法性が明らかであると認識しており、執行抗告を申立ていたしました。

2. 今後の見通し

執行抗告の申立てによる当期の業績に対する影響は、現在精査中であり、確定次第、速やかに開示いたします。

以 上